# [参考]総原価算定の考え方

- 〇総原価は、前提計画に基づき、原価算定期間※1において、規制部門・自由化部門のすべての お客さまに電気をお届けするために必要な費用の合計額です。
- 〇前提計画のひとつである「経営効率化計画」の内容も、総原価に反映されます。
- 〇算定の範囲は、「料金算定規則<sup>※2</sup>」に「営業費及び事業報酬の合計額から控除収益の額を控除 して得た額」と規定されています。
- 〇総括原価方式は、ガス、鉄道、水道など他の公共料金においても幅広く採用されています。



- ※1 国が設置した「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」の報告における「十分な経営効率化努力を織り込む観点から 3年を原則とすることが適当」との指摘を反映し、平成24~26年度の先行き3年間
- ※2 一般電気事業供給約款料金算定規則(経済産業省令)
- ※3 控除収益: 電気事業に伴う電気料金収入以外の収益(他社販売電力料、電気事業雑収益など)







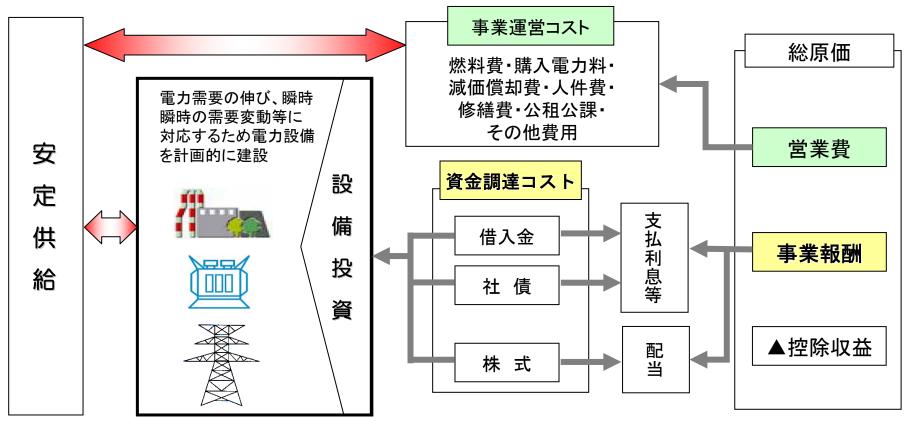


※他の公共料金については消費者庁ホームページをご覧ください



# 〔参考〕「事業報酬」とは

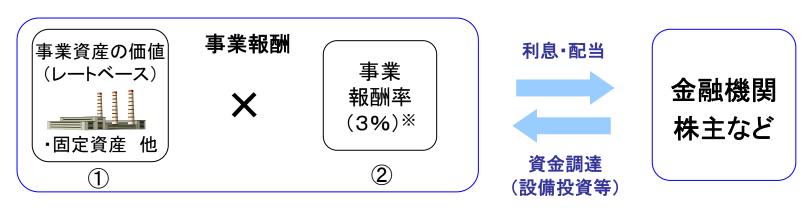
- 〇発電所、送電線、変電所などの電力設備の建設・維持等に必要な資金調達を円滑に行うために かかる支払利息や配当などを賄うための費用です。
- ○金融機関からの借入や社債発行だけでなく、株式による資金調達も円滑に行えるよう、そのために必要な費用として、一般の企業においては利益の中から行う「配当」も、あらかじめ総原価に含まれます。





## [参考]「事業報酬」の算定方法について

- 〇総原価に事業報酬を算入する際、利潤が大きければ、独占事業として不当な利益をあげたことになり、逆に利潤がなければ、資本の欠損をまねくことから、一定の計算式により算定される適正な報酬 (資本調達コスト)のみ算入が認められています。
- 〇かつては支払利息額、配当金額、利益準備金額を積み上げて算定していましたが、事業者の資金 調達コスト低減努力を促す余地に乏しいこと等から、昭和33年の電気料金制度調査会答申に基 づいて、下記のような事業資産の価値から算定する「レートベース方式」が採用されました。
- \*これは、アメリカの公益事業規制の中で確立された規制方式であり、わが国では、電気事業以外にも、ガス、鉄道、水道事業など、 多額の設備投資を必要とするインフラ系の公益事業において採用されています。



- ①「**事業資産の価値(レートベース**)」とは、事業に対して投下された投資額の価値(真実かつ有効な資産)であり、 特定固定資産のほか、建設中の資産、核燃料資産、運転資本等の価額の合計。過大な予備設備、貸付設備、事業外 設備等は含みません。
- ②「事業報酬率」とは、電気事業者がそれらの資産(設備等)を保有し、合理的な発展を遂げるために必要な資金を調達することができる程度の率であり、現行料金および申請料金ともに3.0%に設定しています。
- ※①②とも、料金算定規則に算定方法が規定されています。



## [参考]事業資産(レートベース)の内訳

### 〇事業資産(レートベース)の内訳

事業報酬の算定におけるレートベースの対象およびその算定方法は、「料金算定規則」により、以下のように定められています。

#### 特定固定資産

・稼動中の発電所、送電網(適正な予備設備を含む)

#### 建設中の資産

・建設中の発電所、送電網等(建設仮勘定の1/2が対象)

#### 核燃料資産

・装荷される前の核燃料、再処理関係核燃料

#### 特定投資

・研究開発、資源開発に関わる長期投資

### 運転資本

・営業費の1.5か月分等

#### 繰延償却資産

• 繰延償却資産

- ※発電所、送電線、変電所等の設備は、その建設に関して、電気事業法第29条に基づく「供給計画」を毎年策定し、経済産業大臣に届け出ることになっており、不要・過剰な設備を建設することはできない仕組みとなっています。
- ※「運転資本」とは、営業費として投下された資本であり、通常、お客さまに電気を供給してから料金収納するまでに必要な期間(おおむね1.5ヶ月)は、この投下資本は眠っている状態にあり、それだけ資金を余分に必要とすることから、その相当額をレートベースに算入することが認められています。



#### (2)事業報酬率の具体的算定方法

一般電気事業供給約款料金算定規則第4条第4項においては、事業報酬率については自己資本報酬率及び他人資本報酬率を30対70で加重平均した率とされている。また、自己資本報酬率は、全一般電気事業者を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する値を上限、国債、地方債等公社債利回りの実績値を下限値として算定することとされ、他人資本報酬率は全一般電気事業者の平均有利子負債利子率とされている。

なお、実際の自己資本報酬率の算定に当たっては、電気事業の経営リスクを表す指標として、市場全体の株式価格に対する電気事業株式の弾性値であるβ値を採用し、これにより全一般電気事業者を除く全産業の自己資本利益率と公社債利回りの実績値を加重平均した値としている。

#### 事業報酬額= 電気事業資産の価値(レートベース)×報酬率

報酬率=[自己資本報酬率×自己資本比率(30%)]+[他人資本報酬率×他人資本比率(70%)]

- ・自己資本報酬率=(公社債利回り実績値×(1-β)+全産業(全電力除き)の自己資本利益率×β)
  - ※β値(電気事業の事業経営リスク、一般的には市場全体の株式価格が1%上昇するときの電気事業の株式の平均上昇率。)
- ・他人資本報酬率=10電力会社の平均有利子負債利子率\*
  - \* 有利子負債利子率=支払利息÷有利子負債残高(社債+長期借入金+短期借入金+CP)

※平成7年の電気事業審議会料金制度部会において、算定ルールが定められた。

